



2025 年 5 月 13 日

各 位

|       |                     |       |
|-------|---------------------|-------|
| 会 社 名 | 日本農薬株式会社            |       |
| 代表者名  | 代表取締役社長             | 岩田 浩幸 |
|       | (コード：4997、 東証プライム)  |       |
| 問合せ先  | 管理本部総務・法務部長         | 吉岡 正樹 |
|       | (TEL. 0570-09-1177) |       |

## 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 16 日付け「株主提案に関する書面受領のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2025 年 6 月 18 日開催予定の当社第 126 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の目的事項に関し、当社株主より株主提案権を行使する旨の 2025 年 4 月 15 日付の書面（以下「本株主提案」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の取締役会において、本株主提案に関する議題及び議案に対する当社取締役会の意見について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 第 1 提案株主

株式会社シティインデックスイレブンス

#### 第 2 本株主提案において提出された議題

議題 1：少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件

議題 2：取締役の過半数を社外取締役とする定款変更の件

#### 第 3 本株主提案の議案の要領及び提案の理由

別添「本株主提案書面」に記載のとおりです。

なお、別添「本株主提案書面」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を、形式調整のうえ、原文のまま掲載したものであります。

#### 第 4 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に関する議題及び議案の全てに反対いたします。

## 第5 本株主提案に対する反対理由

### 1. 議題1「少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件」に対する意見

提案株主はコーポレートガバナンス・コード補充原則4-8③の要請も踏まえて本議題1を提案しているものと考えられますが、当社が本株主総会に付議する取締役選任議案をご承認いただきますと、当社取締役会の構成は11名中6名が独立社外取締役となり、同補充原則の要請にはコンプライ（遵守）することとなります。

当社取締役会は、当社の経営にあたるに相応しい企業経営、業界知見、サステナビリティ、財務・会計、ガバナンス・リスクマネジメント等のスキルを有する各取締役から構成されることとなります。それだけでなく、各取締役候補者には、各人が有するバックグラウンド及び経験を踏まえて、当社の株主価値の持続的な向上につながる経営上の意思決定及び監督機能の発揮も十分に期待でき、かつ、当社の社外取締役には複数の会社経営実績を有する者が選任されるため、客観的立場から当社経営への助言を受けることも十分に期待できます。

このように、当社取締役（候補者）には、少数株主の利益保護及び株主価値向上策を検討するために必要十分な能力と経験があり、かつ、その場としては経営に関する最高の意思決定機関である取締役会が活用されるべきと考えます。

加えて、当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、その委員の過半数を独立社外取締役が占めるガバナンス委員会を設けており、少数株主の利益を保護する観点から、当社のガバナンスに関する事項を議論しているだけでなく、独立社外取締役のみから構成される会議体も毎事業年度開催し、当社のガバナンスや経営陣による執行に関する事項等について、自由に議論いただいております。そして、当該会議体での議論の内容は、業務執行取締役に適時にフィードバックされ、取締役会実効性評価においても活用されています。これらの取組みは、今後とも継続し、さらに充実を図っていく予定です。

なお、本株主総会に付議する議案をご承認いただいた場合、当社取締役会は、社外取締役候補者の一名を取締役会議長に選定することを予定しており、取締役会の経営に対する監督の実効性のさらなる強化を図ってまいります。

このように、当社においては、本株主提案において要求されるような特別委員会という新たな機関を設置するまでもなく、当社取締役会の場において、様々な知見をもった社外取締役からも株主の皆様の利益につながる助言・提言をいただくことができいております。今後もさらに充実を図り、その実効性を確保していく中で、新たな機関を設けるのではなく、意思決定の場として取締役会を益々活用しその充実を図っていくことこそが、責任の所在の明確化を含め、当社の株主価値向上に最も資する体制であると考えます。また、当社は株主・投資家の皆様との対話を深めるためにIR・SR活動の充実を図るとともに、当該活動でいただいたご意見等を適宜取締役会に報告する等の取組みも継続的に実施してまいりました。

一方、当社と当社親会社との資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）は、当社にとってメリットが十分に存することはもとより、そのようなメリットが認められるかについて社外取締役の皆様の意見を反映しながら議論する体制も整えています。

すなわち、当社は、本資本業務提携によって、成長戦略推進のための財務基盤を強化し、より長期的な視点に立った研究開発活動、M&A 等による事業拡大を加速度的に実行していくことが可能となりました。さらに、合成反応、分散技術、分析技術等の技術提供による高機能化合物の開発及び多分野の知見を有する研究員の交流等を通じて事業シナジーを創出し、両社のライフサイエンス事業の発展や企業価値の向上を図っております。実際に、研究開発活動では、動物用医薬品創出を目指した取組みにおいて抗寄生虫剤<sup>(注)</sup>として期待出来る化合物群を見出し、2023 年 7 月 6 日に本化合物群に関する特許出願 4 報が世界知的財産機構（WIPO）より国際公開されるなど、具体的な成果が出始めております。

そして、これらの当社と当社親会社の間取引については、全般的な取引状況は定期的に、個別の取引は随時、当社取締役会に報告されており、社外取締役も含めた議論が行われております。

さらに、本株主提案が求める定款変更は、その性質上、定款に規定することには馴染まず、かかる定款変更により、かえって、経営判断及びそのプロセスの硬直性を招き、その機動性や柔軟性が損なわれる可能性があると考えられます。

まず、本株主提案に係る変更後定款においては、特別委員会が検討すべき議題として、「支配株主による当会社株式の売却、当会社の完全子会社化」が挙げられていますが、これらは、一次的には当社親会社において検討すべき事項であり、当社における積極的な検討に馴染むものではありません。なお、仮に当社に対して買収提案がなされた場合には、その際に内容等を踏まえた適切な検討体制を構築することが可能であり、かつ、令和元年に経済産業省が策定した「公正な M&A の在り方に関する指針」でもそのように対応することが求められているのであって、本株主提案における特別委員会のような新たな恒常的な機関を設置する必要はありません。

また、特別委員会が検討すべき議題とされている「当会社の上場を維持した状態での継続的な株主価値向上その他の当会社の株主価値向上策」には取締役会の経営判断に属する具体的事項が多分に含まれておりますが、それをどのような社内体制・プロセスで検討・判断するかは、正に、経営判断のために必要な知見・能力と情報を最も兼ね備えた取締役会が、その時々における状況を踏まえて決定すべき事項です。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本議題 1 に反対いたします。

（注）動物用抗寄生虫薬製品はグローバルで 1 兆円以上の市場規模があり、かつ、社会的ニーズにより益々その規模が拡大して行く分野であり、本資本業務提携により、当社のライフサイエンス事業の発展が促進されます。

## 2. 議題2「取締役の過半数を社外取締役とする定款変更の件」に対する意見

当社では、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、その委員の過半数を独立社外取締役が占めるガバナンス委員会を設けております。

そして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役候補者の選定についても、ガバナンス委員会からの助言・提言を踏まえて取締役会において決定しており、本株主総会に上程する取締役候補者も同様の決定プロセスを踏んでおります。

また、本株主総会において、当社が提案する取締役選任議案をご承認いただきますと、取締役会の構成は11名中6名が独立社外取締役と、その過半数が社外取締役によって占められることとなり、提案株主が本議題2を通して言及するコーポレートガバナンス・コード補充原則4-8③の要請にコンプライ（遵守）することとなります。さらに、本株主総会において付議する議案をご承認いただいた場合、社外取締役候補者の一名を取締役会議長に選定する予定であり、取締役会の経営に対する監督の実効性のさらなる強化を図ることができます。

このように、当社の取締役会は、当社の業務に精通し豊富な経験や知見、専門性を持つ社内取締役と、企業経営に対する知識や経験、専門性を持つ複数名の社外取締役によって構成されており、スキルのバランス、多様性が確保された上で活発な議論が行われるよう適切な人数になっているだけでなく、その構成も十分に考慮され、実効的なものと考えております。

さらに、本株主提案のような規定を会社の根本規範たる定款に設けた場合、それに違反する形での取締役の選任が事実上不可能となりますが、どのような取締役会の構成がそのときどきの当社にとって最善であるかは、当社取締役会が柔軟にかつ即応性をもって判断すべき事柄であり、およそ動かしがたい規範として定款に規定を設けることは、メリットがないだけでなく、デメリットが大きいと言わざるを得ません。また、最適な取締役の陣容は、市場環境や実務の変化を敏感に捉えながら、毎年、取締役会が（ガバナンス委員会の答申を踏まえて）責任をもって判断することが最適であると考えます。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本議題2に反対いたします。

以上

## 別添「本株主提案書面」

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

### 第1 提案する議題

1. 少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件
2. 取締役の過半数を社外取締役とする定款変更の件

### 第2 提案の内容

次の1及び2の各議案（以下「定款変更議案」という。）については、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決又は否決により、定款変更議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整（章番号及び条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る章及び条文を、必要な調整を行った後の章及び条文に読み替えるものとする。

1. 少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件  
現行の定款に次の章と条文を新設し、現行の定款の第7章を第8章に繰り下げ、従前の第31条から第34条をそれぞれ第32条から第35条に繰り下げる。

第7章 少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会  
（少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会）

第31条 当会社の取締役会は、当社が支配株主を有する間は、少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

2. 特別委員会は、当会社の社外取締役全員によって構成する。
3. 特別委員会は、支配株主による当会社株式所有の是非を支配株主から独立した立場で検討するとともに、少数株主を保護するために、支配株主による当会社株式の売却、当会社の完全子会社化、当会社の上場を維持した状態での継続的な株主価値向上その他の当会社の株主価値向上策を検討し、1年に1回以上、その検討結果を取締役会に対して意見表明として勧告し、かつ、株主に対し説明しなければならない。
4. 特別委員会の開催は四半期に1回以上とし、その決議は特別委員会を構成する委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。
5. 特別委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、任期その他の事項は、特別委員会において定める規則による。
6. 特別委員会は、必要に応じて外部のアドバイザーを利用することができるものとする。
7. 特別委員会の運営に必要な合理的な費用は、当会社の負担とする。

2. 取締役の過半数を社外取締役とする定款変更の件  
現行の定款第18条に次の第3項を新設する。

3. 当会社の取締役の過半数は、社外取締役とする。

### 第3 提案の理由

1. 少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件

本提案は、株式会社 ADEKA（以下「ADEKA」という。）の上場子会社である当社が少数株主を保護し、株主価値向上に取り組むよう促そうとするものである。2018年にADEKAが公開買付けと第三者割当増資を通じて当社を上場子会社化した際には、株主軽視との批判が上がった。その際、当社はADEKAと安定的かつ強固な関係を構築することが収益力の強化に資すると意見表明していたにもかかわらず、その後、当社のROEが8%を超えたことはなく、結果として当社株価は低迷し、PBR1倍割れが常態化している。その間、政府と東証により親子上場の解消が後押しされてきたが、当社経営陣は何ら対応せず、少数株主の保護を怠ってきた。

このような経緯に鑑みると、現状の意思決定プロセスでは事態の好転は望めない。当社は特別委員会の設置により、支配株主である ADEKA の意向に縛られず、自主的、積極的に少数株主の声に耳を傾けその利益を保護し、親子上場の是正と株主価値向上に取り組むべきである。

## 2. 取締役の過半数を社外取締役とする定款変更の件

本提案は、ADEKA の上場子会社である当社が、コーポレートガバナンス・コード補充原則 4－8③に則り取締役の過半数を社外取締役とすることで、少数株主保護を担保することを目的としている。

当社取締役会による少数株主保護の欠如は、2018 年の ADEKA による当社の少数株主を軽視したストラクチャーによる子会社化の容認や、それ以降の株価低迷への対応不足等に顕著に表れている。また、当社は支配株主と少数株主の利益が相反する重要な取引行為が認められた場合は特別委員会を設置するとしているが、当社の今後の株主価値向上のための施策の検討において恒常的に支配株主と少数株主の間で利益相反が存在している。

本定款変更により、少数株主が常時保護されるための取締役会の構成を定め、取締役会が支配株主から真に独立した立場で株主価値向上に取り組むようになることを期待できる。

以上